



Appleサプライヤー行動規範

Apple は、最高水準の社会的責任と環境に対する責任を果たし、倫理規定を遵守する活動に積極的に取り組んでいます。Apple のサプライヤーは Apple のために製品を製造するまたはサービスを提供するあらゆる場所で、安全な労働環境を提供し、尊厳と敬意をもって従業員を扱い、公平かつ倫理的に行動し、環境に配慮した慣行を実施することを求められます。Apple は、サプライヤーに「Apple サプライヤー行動規範」(以下、「行動規範」という)の原則に準拠して業務を行い、すべての適用法令を全面的に遵守することを求めます。この行動規範は、適用される法令遵守について説明するのみにとどまらず、国際的に認められた基準を活用して社会的責任と環境に対する責任を果たす取り組みを推進しています。基準と法的要件の間に差異が生じた場合は、適用される法に準拠し、より厳格な方の基準が適用されるものとします。この行動規範は労働および人権、健康と安全、環境保護、倫理、管理の実践に関して Apple がサプライヤーに期待する行動を説明します。

Apple はサプライヤーの行動規範の遵守状況を査定します。行動規範の違反はいかなるものであってもサプライヤーと Apple の取引関係を危機にさらし、最悪の場合は関係を終了させる場合があります。この行動規範は、Apple に製品やサービスを提供するまたは Apple の製品でもしくは Apple の製品とともに使用する製品やサービスを提供する Apple サプライヤー、サプライヤーの子会社、関連会社、下請け業者(以下、まとめて「サプライヤー」という)に適用されます。

さらに、Apple はこの行動規範の遵守に関する期待を明示的に定義する詳細な基準(以下「基準」という)を保持します。

労働者の権利と人権

Apple は、サプライチェーンに含まれるすべての従業員に公平かつ倫理的な就労環境が提供される必要があると考えます。従業員は最大限の尊厳と敬意をもって扱われる必要があり、Apple サプライヤーは最高水準の人権を保障するものとします。

差別の禁止

サプライヤーは採用などの雇用慣行において、年齢、障がいの有無、民族、性別、婚姻区分、国籍、政治的所属、人種、宗教、性的指向、性同一性、組合への加入、その他適用される国内法または現地法で保護されているいかなる立場によっても、従業員を差別しないものとします。サプライヤーは適用法令によって定められている場合または職場の安全のために賢明と判断される場合を除き、妊娠検査やその他の医学的検査を求めることなく、検査結果に基づいて従業員を不当に差別しないものとします。

ハラスメントや不当な扱いの禁止

サプライヤーは職場におけるハラスメントや不当な扱いの根絶に責任を持って取り組むものとします。サプライヤーは暴言や言葉によるハラスメント、心理的ハラスメント、精神的または身体的強制、セクシャルハラスメントなどに代表される度が過ぎた、または非人道的な扱いによって従業員を脅かしたり、被害を生じさせたりすることのないようにするものとします。

強制労働と人身売買の防止

サプライヤーはすべての作業が任意であることを保証するものとします。サプライヤーは人身売買を行わず、いかなる形においても、奴隷労働、強制労働、年季奉公、または受刑者の労役を使用しないものとします。強制的な労働には、脅迫、強制、強要、誘拐、詐欺の手段により、または搾取する目的で別の人物を支配し他者に弁済させることをもってして行う人員の輸送、隠匿、求人募集、引き渡し、受け入れ、雇用が含まれます。

サプライヤーは従業員の政府発行の身元証明書および渡航文書の原本を取り上げないものとします。サプライヤーは従業員の契約書において、従業員の理解できる言語で雇用条件が明確に通達されていることを保証するものとします。サプライヤーは職場内の移動または会社施設の出入りについて不当な制限を課さないものとします。

従業員は就職するために求人手数料またはその他類似の手数料を雇用者またはその代理業者に支払うことを求められないものとします。こうした手数料が従業員から支払われていることが判明した場合、該当の従業員に返金されるものとします。

第三者の職業紹介事業者

サプライヤーは利用する人材派遣会社が行動規範および法律の規定を遵守していることを確認するものとします。

未成年者就労防止

サプライヤーは 15 歳、適用される法定雇用最低年齢、または適用される義務教育終了年齢のうち、もっとも高い年齢に達している従業員のみ雇用するものとします。サプライヤーは「ILO Minimum Age Convention No. 138 (最低年齢に関する ILO 条約 138 号)」の第 6 項に合致する教育的目的のために妥当な現場実習プログラムまたは「ILO Minimum Age Convention No. 138 (最低年齢に関する ILO 条約 138 号)」の第 7 項に合致する軽労働を提供できます。

未成年労働者保護

サプライヤーは適用される法定最低年齢を超える 18 歳未満の未成年者を雇用できますが、その労働については「ILO Minimum Age Convention No. 138 (最低年齢に関する ILO 条約 138 号)」に従い、未成年者の安全衛生、モラルを損なわせるものであってはならず、未成年労働者に時間外労働または夜間労働を求めないものとします。

学生従業員保護

サプライヤーは適用法令に従って学生の記録の適切な維持管理、教育パートナーの厳正な適正評価、学生の権利を保護することにより、学生従業員の適切な管理を保証するものとします。サプライヤーはすべての学生従業員に適切なサポートおよびトレーニングを提供するものとします。

労働時間

1週間の労働時間は、時間外労働も含めて60時間以内に制限されるものとし、従業員は緊急事態または異常事態を除いて週に1日以上の休日を取るものとします。1週間の通常労働時間は48時間を超えないものとします。サプライヤーは労働時間と休日に関するすべての適用法令に従うものとします。またすべての時間外労働は任意でなければなりません。

賃金および福利厚生

サプライヤーは最低賃金以上の賃金を支払い、法律および／または契約によって定められている福利厚生を提供するものとします。サプライヤーは時間外労働の報酬を法定割増単価で支払うものとします。サプライヤーはすべての従業員に給与体系と支払時期を通達するものとします。サプライヤーは賃金および福利厚生に関するすべての法的要件を満たし、正確な額の賃金を適時に支払うものとし、賃金の控除を懲戒処分として利用しないものとします。すべての派遣労働および委託労働の利用は、現地法の制限の範囲内で行うものとします。

結社および団体交渉の自由

サプライヤーは、その従業員が妨害、差別、報復、ハラスメントを受けることなく、従業員同士の連携、団体の結成、自由意志による団体への参加（または参加の辞退）、団体交渉をする法律上の権利を無条件に認めなければならないものとします。

苦情申し立てシステム

サプライヤーは、従業員が苦情申し立てするための実効的な制度を確保し、経営者と従業員間の意思疎通を図るものとします。

健康と安全

Appleは、従業員の安全衛生と福利厚生を重視しています。サプライヤーは安全な労働環境を提供して維持し、安全衛生管理の慣行を事業に組み込むものとします。従業員は、危険な作業を拒否し、不健康な労働環境を報告する権利を有するものとします。

健康と安全に関する許可証

サプライヤーは必要な安全衛生に関する許認可を取得し、最新の状態に維持し、遵守するものとします。

労働安全衛生管理

サプライヤーは危険の排除、代替、工学的な管理、実行上の管理、および／または個人用保護具を優先順位とするプロセスを通じて、労働安全衛生上の危険を特定、評価、管理するものとします。

緊急事態への準備と対応

サプライヤーは潜在的な緊急事態を特定し、査定するものとします。サプライヤーは各事態に対して、生命、環境、資産への被害を最小化する緊急対策と対応手順を策定して実行するものとします。

事故管理

サプライヤーは従業員が健康と安全に関連する事故およびニアミスを報告するシステムとともに、これらの報告を調査、追跡、管理するシステムを備えるものとします。サプライヤーは危険を軽減し、必要な治療を行い、従業員の職場復帰を支援する是正措置を実施するものとします。

作業環境および生活環境

サプライヤーは従業員に対し、無理なく利用できる清潔なトイレ設備および飲料水を提供するものとします。サプライヤーの提供する食堂、調理施設、保管施設は適切に衛生管理されるものとします。サプライヤーまたは他社が提供する従業員用宿舎は、清潔かつ安全で、適度な居住空間が確保されたものとします。

健康と安全に関する連絡

サプライヤーは従業員に対し、職場における健康と安全についての適切な研修を従業員の主要言語で行うものとします。安全衛生関連情報は、施設内で明確に掲示されるものとします。

環境

Apple は環境保護に積極的に取り組み、環境に対する責任を事業の基本的価値としています。サプライヤーは環境に配慮したビジネス慣行を開発、導入、維持するものとします。

環境に関する許認可と報告

サプライヤーは必要な環境に関する許認可を取得し、最新の状態を維持し、遵守するものとします。サプライヤーは適用される許可と規制の報告要件を遵守するものとします。

規制物質

サプライヤーは Apple 用に製造して提供するすべての物品について、Apple の規制物質仕様に従うものとします。

有害廃棄物の管理

サプライヤーは体系化されたアプローチによって、有害廃棄物を特定し、管理し、削減し、責任を持って処分またはリサイクルするものとします。

非有害性廃棄物の管理

サプライヤーは体系化されたアプローチを導入して非有害物質を特定し、管理し、減少させ、責任を持って処分またはリサイクルするものとします。

廃水の管理

サプライヤーは体系化されたアプローチを導入して操業によって生じる廃水を特定し、制御し、減少させるものとします。サプライヤーは廃水処理システムの能力を定期的に監視するものとします。

雨水排出管理

サプライヤーは体系化されたアプローチによって雨水管への汚染を防止するものとします。サプライヤーは違法に排出したり流出したりした水が雨水管、公共水道、または公共水域に混入することを防止するものとします。

排出ガス管理

サプライヤーは操業によって発生し、環境に危害を及ぼす排出ガスを特定、管理、削減し、責任を持って制御するものとします。サプライヤーは排出ガス制御システムの能力を定期的に監視するものとします。

サプライヤーは資源保全、クリーンエネルギー利用などの対策を講じ、目標の数値化と設定、実施状況の監視を定期的に行い、温室効果ガスの排出を削減するものとします。

敷地境界騒音の管理

サプライヤーは施設によって発生し、敷地境界騒音レベルに影響を与える騒音を特定し、制御し、監視し、低減するものとします。

資源消費量の管理

サプライヤーは資源保全、再利用、リサイクル、代替などの対策を講じ、目標の数値化と設定、実施状況の監視を定期的に行い、化石燃料、水、有害物質、天然資源の消費量を削減するものとします。

倫理

Apple はすべての取り組みにおいて最高水準の倫理行動を期待しています。サプライヤーは取引関係、慣行、委託、操業などの事業のあらゆる側面で常に倫理基準を守るものとします。

原材料の調達に関する責任

サプライヤーには、対象原材料に関する適正評価をサプライチェーン内で実施する義務があります。同時に、適正評価に関する独自のポリシーと管理システムを策定して、対応が必要なリスクを特定し、適切な手順を実施して、それらのリスクを軽減する義務があります。適正評価は、高いリスクを伴う地域から対象原材料が産出されているかどうかを判定するため、原材料加工の段階で実施するものとします。高リスク地域とは、紛争、最悪の形態の児童就労、強制労働、人身売買、広範かつ重大な人権侵害(性的暴力の蔓延など)、その他合理的かつ客観的に高リスクと判断される状況(健康と安全に関する重大リスク、環境への悪影響など)との関わりがある地域を指します。

企業の誠実性

サプライヤーは不正または不適切な優位性を得るための汚職、恐喝、横領、贈収賄に関わらないものとします。サプライヤーは連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA) および適用国際腐敗防止条約を含む操業国内の適用されるすべての汚職禁止法令に従うものとします。

サプライヤーは 金品の授受を禁止している Apple との取引についての ポリシー を策定するものとします。金品には 金銭や接待、金券、割引などに金銭に相当するもの、事業以外の活動を含みます。サプライヤーはポリシーの違反を調査し、報告するプロセスを策定するものとします。

情報開示

サプライヤーは事業活動、労働、安全衛生、環境に配慮した慣行に関する情報を正確に記録し、これらの情報を改ざんや不実記載することなくすべての当事者に適切に、法律の定めるところにより開示するものとします。

知的財産の保護

サプライヤーは知的財産権を尊重し、顧客情報を保護するものとします。サプライヤーは技術やノウハウを知的財産権が保護される方法で管理するものとします。

告発者の保護と匿名による申し立て

サプライヤーは管理者および従業員に対し、職場に関する問題を匿名で苦情申し立てできる制度を用意するものとします。サプライヤーは告発者の秘密を保護し、報復を禁止するものとします。

地域社会との関わり

サプライヤーは社会的および経済的發展を促進し、操業する地域社会の存続性に貢献するよう推奨されます。

C-TPAT

サプライヤーは、米国 Apple 向けの物品の輸送において、米国関税のウェブサイトである www.cbp.gov (または米国政府によって同様の目的で制作された Web サイト) の C-TPAT (テロ行為防止のための税関産業界提携プログラム) のセキュリティ手順を遵守するものとします。

管理システム

Apple は、サプライチェーンにおける社会福祉と環境保全を促進するには、健全な管理システムと積極的な取り組みが重要と考えています。Apple は、サプライヤーにこの行動規範およびそのすべての基準についての責任を課しています。サプライヤーは行動規範および法律の遵守を促進し、関連する業務上のリスクを特定して軽減し、継続的な改善を促進する適切な管理システムを導入し、維持するものとします。

企業ステートメント

サプライヤーは最高水準の社会的責任と環境に対する責任を果たし、倫理的行動、継続的な改善への積極的取り組みを確約する企業のステートメントを作成するものとします。サプライヤーはこのステートメントを現地の主要言語ですべての施設に掲示するものとします。

経営管理の説明責任および対応責任

サプライヤーは管理システムの定期審査の導入について責任を持つ会社の代表者を定めるものとします。サプライヤーは経営幹部に直接報告を行い、ビジネスにおける社会と環境関連のコンプライアンス要件を管理してその権限を有する、企業の社会的責任 (CSR) や存続性についての担当者を定めるものとします。

リスク評価と管理

サプライヤーは事業における労働と人権、安全衛生、環境、企業倫理、法令遵守のリスクを見極め、各リスクの相対的重要性を判断し、見極めたリスクを最小化するために適切な手順と管理策を導入するプロセスを策定し、保持するものとします。

導入計画と導入方法についての実績目標

サプライヤーは基準、実績目標、目的、これらの目標に対する実績の定期的評価を含む導入計画を文書化するものとします。

監査および評価

サプライヤーは、Apple に商品やサービスを提供する下請け業者や二次取引先において、施設の実態や操業状態について定期的な評価を実施し、この行動規範や法律の遵守を確認するものとします。

サプライヤーは、商品やサービスを Apple の便益のためにまたは Apple 製品での使用のために Apple に提供している限りにおいて、サプライヤーの施設と運用状態、サプライヤーの下請け業者やその二次取引先の施設と運用状態について、Apple と Apple が指名した第三者が定期的に評価することを許可するものとします。

文書化および記録

サプライヤーは適切な文書と記録を保持して規制の遵守を確認するものとします。

研修と連絡

サプライヤーは管理者と従業員の研修プログラムを作成および保持して方針と手順の適切な導入を促進し、さらにサプライヤーの継続的な改善の目的を達成するものとします。

サプライヤーは業績、慣行、方針と、従業員、二次取引先、顧客への期待に関する明確かつ正確な情報を通達するプロセスを備えるものとします。

サプライヤーは行動規範に関連する慣行についてフィードバックを取得するプロセスを保持し、継続的な改善を促進するものとします。

是正措置の手順

サプライヤーは内部や外部の監査、評価、検査、調査、審査により特定されたすべての不備または違反を適時是正するプロセスを備えるものとします。

Appleのサプライヤー責任プログラムの詳細については、<http://www.apple.com/jp/supplier-responsibility>をご覧ください。

この行動規範は業界の指針、および責任ある企業同盟 (RBA) (旧、電子業界行動規範 (EICC))、倫理的貿易イニシアチブ、国際労働機関 (ILO) の国際労働基準、国連のビジネスと人権に関する指導原則、国際社会責任機構、SA 8000、安全衛生に関するILO規範、全米防火協会、OECD多国籍企業行動指針、OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス、OHSAS 18001など国際的に承認された指針を考慮しています。

この行動規範は、第三者に新しいまたは追加の権利を与えるものではありません。バージョン4.4。

© 2018 Apple Inc. All rights reserved. AppleおよびAppleロゴは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。本書に記載されているその他の名称は第三者の商標である場合があります。2018年1月